



コーポレートガバナンス・コードへの 対応状況 (2021年12月末時点)

株式会社東京証券取引所
2022年1月26日

- 本資料は、2021年6月に実施したコーポレートガバナンス・コードの改訂（改訂後のコードについて、以下「改訂コード」という。）を受けて、2021年12月末までに上場会社から提出された「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（以下「ガバナンス報告書」という。）に基づき、改訂コードの各原則にかかる対応状況について、情報提供を行うものである。
- 本資料は、ファクトの提供を目的として、改訂コード各原則についてコンプライ率の集計を行っているが、コードは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用しており、各社の個別事情に照らして実施することが適切ではないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明（エクスプレイン）することにより、一部の原則を実施しないことを想定している。フォローアップ会議の意見書^(※1)では「形だけコンプライするよりも、コンプライしていない理由を積極的にエクスプレインする方が、評価に値するケースも少なくない」^(※2)と指摘されていることに留意が必要である。

(※1)「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（1）（<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/statements.pdf>）

(※2)当然のことながら、「実施しない理由」の説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、株主等のステークホルダーの理解が十分に得られるよう工夫すべきであり、「ひな型」的な表現により表層的な説明に終始することは「コンプライ・オア・エクスプレイン」の趣旨に反するものである（「コーポレートガバナンス・コード原案」（<https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf>））
- 本資料を通じて、上場会社をはじめとする関係各位が、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する対応状況を概観することで、実務にお役立ていただければ幸いである。

I. 分析対象

II. 主なコード改訂内容への対応状況

(1) 取締役会の機能発揮

(2) 企業の中核人材における多様性の確保

(3) サステナビリティを巡る課題への取組み

(4) その他

III. 参考資料

I . 分析对象

I. 分析対象

- 本資料では、改訂コードの全原則が適用される市場第一部、市場第二部、JASDAQスタンダードの会社（3,311社）を対象として、2021年12月末までに各社から提出された改訂コードを踏まえたガバナンス報告書に基づき、対応状況を分析

(※) プライム市場上場会社向けのコードの内容は、新市場区分移行後（2022年4月4日以降）、最初に到来する定時株主総会後に提出するガバナンス報告書から適用されるため、本資料の集計上は考慮していない

【市場区分別の提出会社数（赤枠が本資料の集計対象）】

市場区分	提出会社数		コンプライ・オア・エクスプレインが必要となる範囲 (※)
	2021年12月	(参考)2020年8月	
市場第一部	2,182社	2,172社	全83原則 基本原則：5原則 原則：31原則 補充原則：47原則
市場第二部	472社	480社	
JASDAQスタンダード (※)	657社	662社	
マザーズ	421社	326社	基本原則：5原則
JASDAQグロース	37社	37社	
合計	3,769社	3,677社	

(※) JASDAQスタンダード上場会社（従来は基本原則のみ適用）は、2022年4月以降の新市場区分として全社がスタンダード市場を選択し、2021年12月末までに改訂コードの全原則に対応したガバナンス報告書を提出

【参考】改訂により変更・新設された原則（1）

（1）取締役会の機能発揮

改訂	原則 4-8	プライム市場上場会社は取締役会において独立社外取締役3分の1以上（必要な場合は過半数）を選任すべき★
改訂	補充原則 4-10①	プライム市場上場会社は、指名委員会・報酬委員会について独立社外取締役過半数を基本とし、独立性に関する考え方・権限・役割等を明らかにすべき★
改訂	原則 4-11	取締役会は、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき
改訂	補充原則 4-11①	取締役会にて必要なスキルを特定し、取締役の有するスキル等の組み合わせを開示すべき：その際、独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めるべき

（2）企業の中核人材における多様性の確保

新設	補充原則 2-4①	<ul style="list-style-type: none"> 女性・外国人・中途採用者の中核人材への登用等の多様性の確保の考え方、目標、状況を公表すべき 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表すべき
----	--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（3）サステナビリティを巡る課題への取組み

改訂	補充原則 2-3①	取締役会は、サステナビリティ課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき
新設	補充原則 3-1③	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき プライム市場上場会社は、TCFD又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき★
新設	補充原則 4-2②	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき 人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき

（※）★は、新市場区分移行後（2022年4月4日以降）、最初に到来する定時株主総会后に提出するガバナンス報告書から適用されるプライム市場上場会社向けの内容

【参考】改訂により変更・新設された原則（2）

（4）（1）～（3）以外の課題

改訂	補充原則 1-2④	プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべき★
改訂	補充原則 3-1②	プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべき★
改訂	補充原則 4-3④	取締役会はグループ全体を含めた内部統制や全社的なリスク管理体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべき
改訂	原則 4-4	監査役及び監査役会は、監査役の選解任等に係る権限の行使などにあたって、適切な判断を行うべき
新設	補充原則 4-8③	支配株主を有する場合、独立社外取締役3分の1以上（プライム市場上場会社は過半数★）または利益が相反する重要な取引・行為について特別委員会を設置すべき
改訂	補充原則 4-13③	取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対して直接報告を行う仕組みを構築する等、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべき
改訂	補充原則 5-1①	合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が株主との対話を行うことを基本とすべき
新設	補充原則 5-2①	経営戦略等の策定・公表に当たり、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべき

（※）★は、新市場区分移行後（2022年4月4日以降）、最初に到来する定時株主総会後に提出するガバナンス報告書から適用されるプライム市場上場会社向けの内容

II. 主なコード改訂内容への対応状況

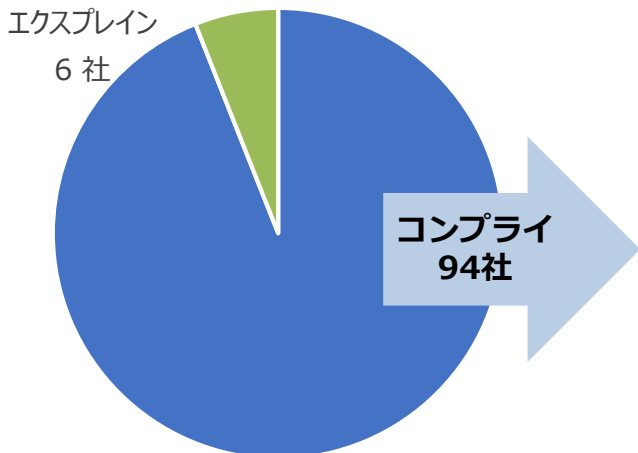
II. (1) 取締役会の機能発揮

改訂された原則	概要	コンプライ率 (2020年8月比 (※))		
		市場第一部	市場第二部	JASDAQスタンダード
原則 4-11	取締役会は、ジェンダーや国際性、 職歴 、 年齢 の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべき	79.2% (+3.0pt)	64.2% (-2.7pt)	49.8%
補充原則 4-11①	取締役会にて必要なスキルを特定し、取締役の有するスキル等の組み合わせを開示すべき：その際、 独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めるべき	71.1% (-25.8pt)	57.8% (-38.6pt)	43.8%

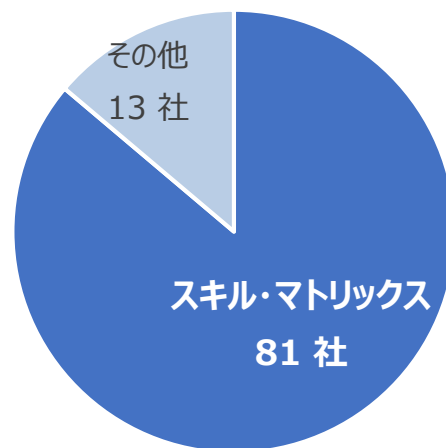
(※) 2020年8月時点における市場第一部 (2,172社) ・第二部 (480社) の対応状況と比較 (以降のページでも同じ)

【補充原則 4-11①の対応状況 (TOPIX100)】

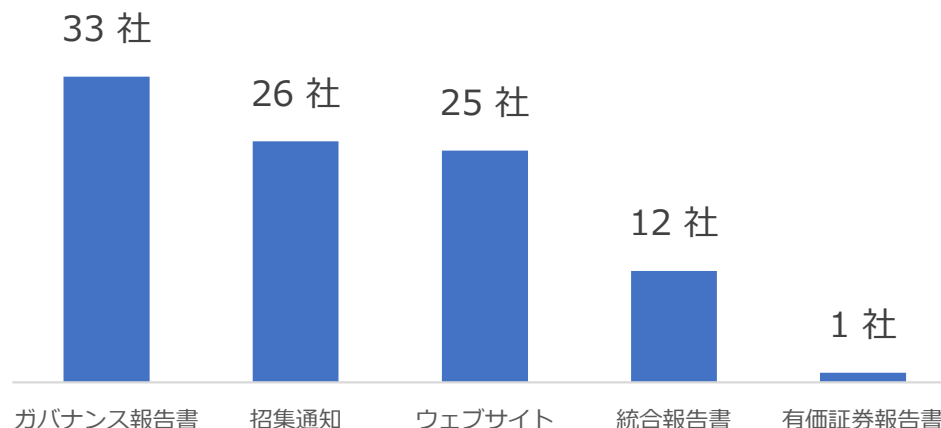
実施状況



スキル等の組み合わせの開示方法



スキル等の組み合わせの参照場所

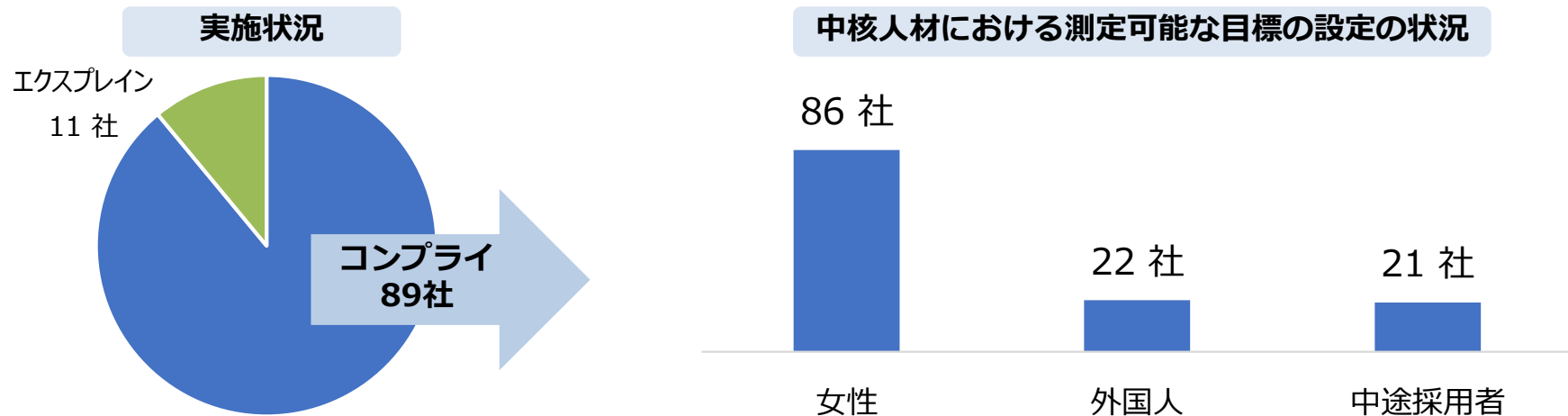


- 補充原則 4-11①は、改訂前と比較してコンプライ率が低下 (市場第一部: -25.8pt、市場第二部: -38.6pt) : 同原則をエクスプレインしている会社の記載内容としては、今後、取締役のスキル等の組み合わせの開示を検討するという事例が多く見られる
- 取締役のスキル等の組み合わせについて、スキル・マトリックスを作成し開示する会社が多いが、文章で記載する事例も見られる
- 開示においては、ガバナンス報告書に記載するほか、招集通知やウェブサイトを参照先としている事例が見られる

II. (2) 企業の中核人材の多様性の確保

新設された原則	概要	コンプライ率		
		市場第一部	市場第二部	JASDAQスタンダード
補充原則 2 - 4 ①	<ul style="list-style-type: none"> 女性・外国人・中途採用者の中核人材への登用等の多様性の確保の考え方、目標、状況を公表すべき 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表すべき 	66.8%	46.2%	37.9%

【補充原則2 - 4 ①の対応状況 (TOPIX100)】



- 市場第一部上場会社の7割弱がコンプライしているが、コンプライしている会社の開示内容としては、女性・外国人・中途採用者のすべてについて中核人材への登用等の考え方、測定可能な目標、状況を記載している会社がある一方で、いずれかの属性について記載がない事例もあるなど、**コンプライしている会社の対応状況には幅がある**

(※) 女性・外国人・中途採用者の中核人材への登用について、「**自主的かつ測定可能な目標**」を示さない項目がある場合には、**その旨及びその理由を「中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方」としてガバナンス報告書上で示すことが求められる** (2021年6月11日公表パブリック・コメント252に対する回答、コーポレートガバナンスに関する報告書 記載要領 (2021年6月改訂版) P4)

- TOPIX100銘柄を対象として、同原則をコンプライしている会社の開示内容について属性別に見ると、**女性の中核人材への登用等については、ほぼすべての会社が測定可能な目標を設定している一方で、外国人・中途採用者の中核人材への登用等については、測定可能な目標を設定している会社は20社程度となっており、女性と比較すると相対的に少ない**

(※) その他の属性として、年齢に関するもの (若手管理職の登用) などが見られる

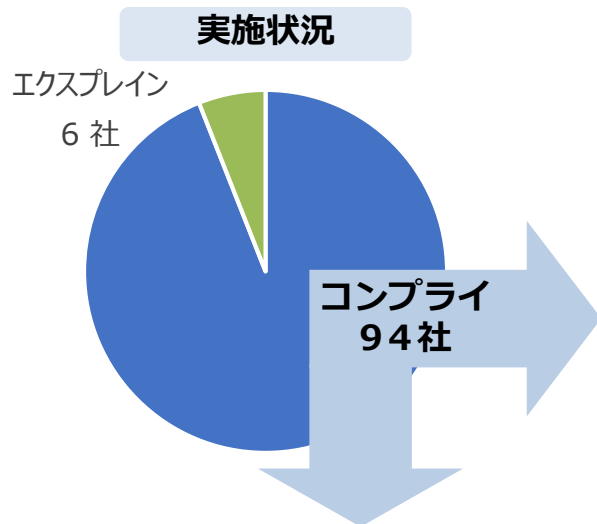
II. (3) a サステナビリティを巡る課題への取組み

新設・改訂された原則	概要	コンプライ率 (2020年8月比)		
		市場第一部	市場第二部	JASDAQ スタンダード
補充原則 2-3①	取締役会は、サステナビリティ課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき	93.9% (-6.0pt)	94.3% (-5.7pt)	92.4%
補充原則 3-1③ 【新設】	経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき	66.2%	58.3%	56.2%
補充原則 4-2② 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会は自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき 人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき 	78.8%	64.8%	58.9%

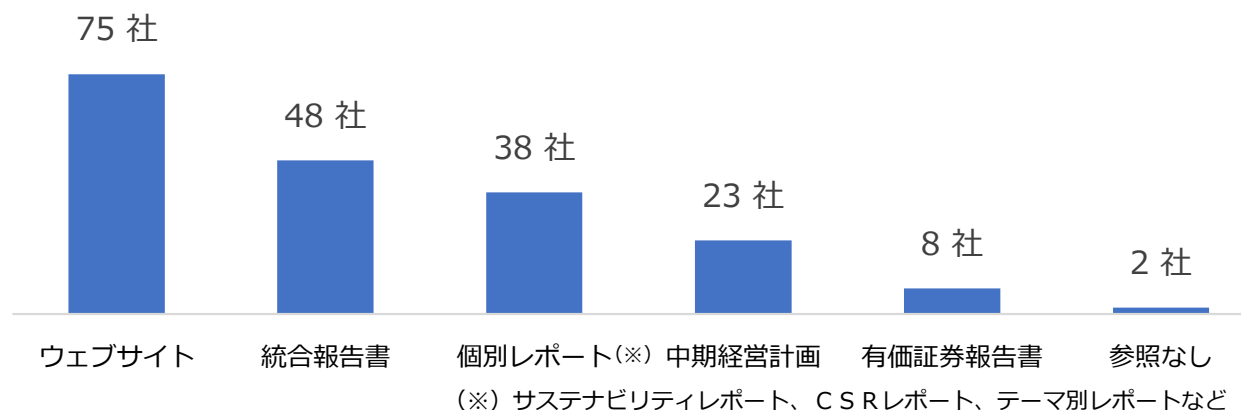
- 補充原則 2-3①をコンプライしている会社は9割以上であり、大半の会社がサステナビリティを重要な経営課題として認識し、検討を深めている
(※) 同原則をエクスプレインしている会社についても、今後、サステナビリティ課題への取組みをより一層進める旨の説明が多く見られ、サステナビリティ課題に真摯に取り組む様子がうかがえる
- 他方、サステナビリティの基本的な方針の策定（補充原則 4-2②）や、取組み等の開示（補充原則 3-1③）につなげている会社の割合は、6～8割前後にとどまる

II. (3) b サステナビリティに関する開示の状況

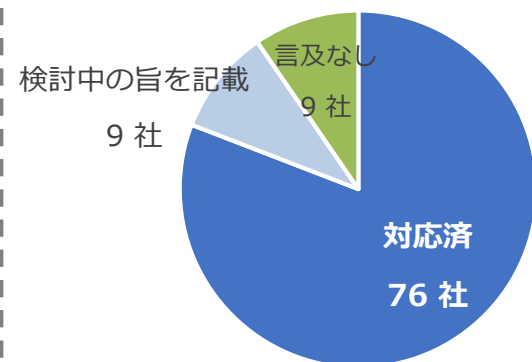
【補充原則3-1③の対応状況 (TOPIX100)】



サステナビリティの取組み、人的資本・知的財産投資に係る参照先



(参考) TCFDへの対応



人的資本・知的財産への投資

項目	社数	比率
補充原則3-1③をコンプライしている	94社	
うち 人的資本の投資について言及	71社	75.5%
うち 知的財産の投資について言及	67社	71.3%

- 補充原則3-1③の開示にあたっては、**別の任意開示・法定開示を参照する事例が多い**
(※) 同原則で開示が求められている人的資本・知的財産の投資について、ガバナンス報告書上で言及されていない事例も見られる
- 2022年4月の新市場区分移行後、プライム市場上場会社向けに適用されるTCFD又は同等の枠組みに基づく開示について、TOPIX100のうち76社が対応済、9社が検討中と、先行した取組みが見られる

II. (4) a その他（支配株主を有する上場会社の状況）

新設された原則	概要	コンプライ率（※）		
		市場第一部 (N=231)	市場第二部 (N=96)	JASDAQ スタンダード (N=141)
補充原則 4-8③	支配株主を有する場合、独立社外取締役3分の1以上または利益が相反する重要な取引・行為について特別委員会を設置すべき	71.9%	62.5%	62.4%

（※）支配株主を有する会社を分母として算出

【補充原則4-8③をコンプライしている会社の状況】

独立社外取締役比率	市場第一部			市場第二部			JASDAQスタンダード		
	社数	比率	うち 特別委員会 設置の旨を記載	社数	比率	うち 特別委員会 設置の旨を記載	社数	比率	うち 特別委員会 設置の旨を記載
過半数	15 社	9.0%	0 社	2 社	3.3%	0 社	4 社	4.5%	1 社
3分の1以上2分の1以下	123 社	74.1%	33 社	45 社	75.0%	4 社	53 社	60.2%	3 社
3分の1未満	28 社	16.9%	7 社	13 社	21.7%	3 社	31 社	35.3%	5 社
計	166 社	—	40 社	60 社	—	7 社	88 社	—	9 社

【補充原則4-8③をエクスプレインしている会社の状況】

項目	市場第一部		市場第二部		JASDAQスタンダード	
	社数	比率	社数	比率	社数	比率
補充原則4-8③をエクスプレインしている会社	65 社		36 社		53 社	
うち 独立社外取締役の比率向上・増員を予定/検討中	32 社	49.2%	24 社	66.7%	20 社	37.7%
うち 独立性を有する特別委員会の設置を予定/検討中	22 社	33.8%	13 社	36.1%	16 社	30.2%

- 補充原則4-8③をコンプライしている市場第一部上場会社の8割以上が独立社外取締役を3分の1以上選任
- 特別委員会設置の旨を記載している会社も一定数おり、独立社外取締役の3分の1以上選任と併せて実施している会社も存在
（※）同原則に基づき、特別委員会を設置する場合には、ガバナンス報告書においてその旨を記載することが望まれるが、同原則をコンプライしている独立社外取締役比率が3分の1未満の会社で、特別委員会を設置する旨を記載していない事例も見られる
- 同原則をエクスプレインしている場合でも、独立社外取締役の比率向上や特別委員会の設置を予定/検討するとしている会社が一定割合存在

II. (4) b その他

新設・改訂された原則	概要	コンプライ率 (2020年8月比)		
		市場第一部	市場第二部	JASDAQ スタンダード
補充原則 4-3④	取締役会は グループ全体を含めた内部統制 や 全社的 リスク管理体制を適切に構築し、 内部監査部門を活用 しつつ、その運用状況を監督すべき	99.5% (-0.5pt)	99.6% (-0.4pt)	99.7%
原則 4-4	監査役及び監査役会は、 監査役 の選解任等に係る権限の行使などにあたって、適切な判断を行うべき	100.0% (+0.0pt)	100.0% (+0.0pt)	100.0%
補充原則 4-13③	取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対して直接報告を行う仕組みを構築 する等、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべき	99.1% (-0.9pt)	98.1% (-1.7pt)	99.5%
補充原則 5-1①	合理的な範囲で、経営陣幹部、 社外取締役を含む取締役または監査役 が株主との対話を行うことを基本とすべき	99.2% (-0.7pt)	98.9% (-0.9pt)	98.9%
補充原則 5-2① 【新設】	経営戦略等の策定・公表に当たり、 事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況 について分かりやすく示すべき	81.6%	66.7%	56.2%

III. 參考資料

Ⅲ. (1) 全原則のコンプライ状況 (2021年12月末時点)

原則	コンプライ率						
	市場第一部	(参考) 2020年8月比	市場第二部	(参考) 2020年8月比	JASDAQ スタンダード	(参考) プライム市場 選択会社	(参考) スタンダード 市場選択会社
基本原則 1	99.95%	+0.00pt	100.00%	+0.21pt	100.00%	100.00%	99.93%
1-1	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	100.00%
1-1①	99.82%	+0.19pt	99.36%	-0.01pt	99.09%	99.84%	99.32%
1-1②	99.95%	+0.05pt	100.00%	±0.00pt	99.54%	99.95%	99.80%
1-1③	99.95%	-0.05pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	99.95%	100.00%
1-2	99.86%	+0.14pt	99.79%	-0.00pt	98.93%	99.89%	99.39%
1-2①	99.91%	-0.05pt	99.79%	-0.21pt	99.54%	99.89%	99.73%
1-2②	98.81%	+0.88pt	93.43%	+1.97pt	83.71%	98.97%	90.17%
1-2③	99.63%	+0.23pt	97.25%	+0.58pt	96.35%	99.56%	97.49%
1-2④【改訂】	63.47%	+7.17pt	12.92%	-2.28pt	10.50%	69.97%	15.66%
1-2⑤	97.02%	+0.89pt	87.50%	+1.04pt	89.35%	97.33%	90.17%
1-3	98.76%	+0.42pt	96.40%	+0.56pt	91.93%	99.18%	94.44%
1-4	93.72%	+2.79pt	87.08%	+1.45pt	90.56%	94.12%	89.69%
1-4①	99.68%	+0.19pt	100.00%	+0.21pt	100.00%	99.67%	99.93%
1-4②	99.91%	+0.14pt	100.00%	+0.21pt	100.00%	100.00%	99.86%
1-5	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	99.85%	100.00%	99.93%
1-5①	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	100.00%
1-6	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	99.85%	100.00%	99.93%
1-7	100.00%	+0.05pt	99.79%	+0.20pt	99.54%	100.00%	99.73%
基本原則 2	99.86%	-0.09pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	99.84%	100.00%
2-1	100.00%	+0.09pt	100.00%	±0.00pt	99.70%	100.00%	99.86%
2-2	100.00%	+0.14pt	100.00%	±0.00pt	98.78%	100.00%	99.46%
2-2①	99.40%	+0.00pt	99.15%	+0.19pt	93.15%	99.51%	96.41%
2-3	98.95%	-0.82pt	99.15%	-0.85pt	96.50%	99.13%	97.69%
2-3①【改訂】	93.86%	-5.96pt	94.28%	-5.72pt	92.39%	93.85%	93.36%
2-4	99.77%	+0.09pt	99.58%	+0.20pt	98.48%	99.84%	99.05%
2-4①【新設】	66.82%	-	46.19%	-	37.90%	70.02%	43.39%
2-5	99.91%	+0.00pt	99.15%	-0.85pt	99.24%	99.95%	99.32%
2-5①	98.95%	+0.74pt	95.34%	+0.13pt	90.26%	99.02%	93.83%
2-6	97.48%	+1.21pt	95.13%	+0.75pt	98.02%	97.93%	96.41%
基本原則 3	99.86%	-0.05pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	99.89%	99.93%
3-1	96.20%	+1.44pt	90.68%	+1.09pt	83.11%	96.95%	87.66%
3-1①	99.63%	+0.09pt	99.58%	-0.22pt	99.85%	99.73%	99.59%
3-1②【改訂】	80.11%	+0.41pt	30.72%	-2.82pt	29.53%	85.36%	35.25%
3-1③【新設】	66.18%	-	58.26%	-	56.16%	66.70%	58.58%
3-2	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	100.00%
3-2①	99.13%	+0.42pt	95.97%	+1.60pt	96.50%	99.35%	96.68%
3-2②	99.77%	+0.05pt	100.00%	±0.00pt	99.85%	99.78%	99.86%

原則	コンプライ率						
	市場第一部	(参考) 2020年8月比	市場第二部	(参考) 2020年8月比	JASDAQ スタンダード	(参考) プライム市場 選択会社	(参考) スタンダード 市場選択会社
基本原則 4	100.00%	+0.05pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	100.00%
4-1	99.95%	-0.05pt	100.00%	±0.00pt	99.54%	99.95%	99.80%
4-1①	99.68%	-0.04pt	99.36%	-0.01pt	99.39%	99.73%	99.39%
4-1②	89.00%	+0.74pt	76.91%	+0.45pt	55.71%	91.02%	67.73%
4-1③	76.58%	+3.61pt	58.69%	-0.06pt	36.07%	78.40%	50.58%
4-2	95.42%	+1.49pt	87.71%	+3.34pt	76.41%	96.46%	83.19%
4-2①	83.36%	+5.83pt	55.72%	+4.05pt	51.90%	86.56%	56.54%
4-2②【新設】	78.83%	-	64.83%	-	58.90%	80.25%	63.73%
4-3	99.77%	+0.05pt	99.36%	+0.20pt	98.33%	99.73%	99.05%
4-3①	98.81%	+0.24pt	97.03%	+0.16pt	90.87%	98.97%	94.51%
4-3②	91.80%	+3.95pt	82.63%	+2.42pt	74.28%	92.66%	80.00%
4-3③	89.78%	+3.04pt	80.30%	+1.55pt	66.21%	90.97%	74.78%
4-3④【改訂】	99.45%	-0.50pt	99.58%	-0.42pt	99.70%	99.40%	99.66%
4-4【改訂】	99.95%	+0.05pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	99.93%
4-4①	99.77%	+0.05pt	99.79%	+0.20pt	99.39%	99.78%	99.59%
4-5	100.00%	+0.05pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	100.00%
4-6	99.91%	+0.18pt	99.15%	+0.40pt	98.78%	99.95%	99.12%
4-7	99.91%	+0.23pt	98.73%	+0.19pt	95.59%	99.89%	97.63%
4-8【改訂】	92.03%	-3.05pt	77.97%	+2.34pt	62.25%	92.33%	73.90%
4-8①	95.46%	+1.54pt	83.69%	+2.23pt	78.84%	96.30%	83.25%
4-8②	93.31%	+0.95pt	78.81%	+0.90pt	75.19%	94.83%	78.71%
4-8③(※)【新設】	71.86%	-	62.50%	-	62.41%	73.37%	63.79%
4-9	98.40%	+0.47pt	93.86%	+0.11pt	92.09%	98.53%	93.97%
4-10	96.93%	+2.73pt	91.31%	+1.73pt	86.15%	97.39%	89.76%
4-10①【改訂】	74.15%	+10.85pt	40.68%	+3.80pt	28.92%	77.75%	38.85%
4-11【改訂】	79.24%	+3.04pt	64.19%	-2.68pt	49.77%	81.39%	58.58%
4-11①【改訂】	71.13%	-25.79pt	57.84%	-38.62pt	43.84%	73.07%	52.34%
4-11②	99.91%	+0.00pt	100.00%	+0.21pt	99.70%	99.89%	99.86%
4-11③	87.99%	+3.32pt	68.01%	+0.93pt	36.23%	89.93%	56.07%
4-12	100.00%	+0.32pt	100.00%	±0.00pt	99.85%	100.00%	99.93%
4-12①	99.77%	+0.42pt	98.94%	+0.61pt	98.48%	99.84%	98.85%
4-13	99.91%	+0.37pt	99.79%	+0.41pt	99.70%	99.89%	99.80%
4-13①	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	99.85%	100.00%	99.93%
4-13②	100.00%	±0.00pt	100.00%	±0.00pt	100.00%	100.00%	100.00%
4-13③【改訂】	99.08%	-0.92pt	98.09%	-1.70pt	99.54%	99.29%	98.71%
4-14	99.54%	+0.00pt	98.94%	+0.19pt	94.52%	99.51%	97.15%
4-14①	99.77%	+0.14pt	98.94%	-0.23pt	95.89%	99.84%	97.69%
4-14②	98.85%	+0.19pt	95.34%	-0.91pt	87.37%	99.08%	92.34%
基本原則 5	100.00%	+0.09pt	99.79%	-0.00pt	99.85%	100.00%	99.86%
5-1	99.45%	+0.00pt	97.67%	-0.25pt	97.11%	99.62%	97.63%
5-1①【改訂】	99.22%	-0.69pt	98.94%	-0.85pt	98.93%	99.18%	99.05%
5-1②	99.45%	+0.05pt	96.82%	-0.05pt	96.65%	99.67%	97.08%
5-1③	99.95%	+0.18pt	99.15%	-0.22pt	99.54%	99.95%	99.53%
5-2	85.24%	+0.85pt	67.16%	-1.59pt	48.25%	87.70%	59.93%
5-2①【新設】	81.62%	-	66.74%	-	56.16%	83.79%	62.85%

(※) 補充原則 4-8③のコンプライ率は、支配株主を有する上場会社を分母として算出

Ⅲ. (2) 新市場区分移行後のガバナンス報告書提出にあたっての留意事項

- ▶ 新市場区分移行日（2022年4月4日）以降も、引き続き上場内国会社においては、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をガバナンス報告書において説明すること（コンプライ・オア・エクスプレイン）が義務付けられています。
 - ▶ 新市場区分移行後、各市場区分の上場会社においてコンプライ・オア・エクスプレインが必要となる各原則の範囲は、以下のとおりです。
 - ・プライム市場 : 基本原則・原則・補充原則
 - ・スタンダード市場 : 基本原則・原則・補充原則（ただし、プライム市場向けの内容は含まない）
 - ・グロース市場 : 基本原則
 - ▶ 改訂コードのうち、プライム市場向けの内容が2022年4月4日付で適用となります。プライム市場の上場会社は、同日以降最初に到来する定時株主総会後に遅滞なく提出するガバナンス報告書において、新たに以下の2点の対応が必要です。
 - ① プライム市場向けの内容（6原則に含まれます。）を実施しない場合の理由の説明
 - ② プライム市場向けの開示原則に基づく開示（2原則に含まれます。）（各原則を実施する場合に限りです。）
- (備考)

 - ① プライム市場向けのコードの各原則（6原則）
補充原則1-2④後段、補充原則3-1②後段、補充原則3-1③後段、原則4-8、補充原則4-8③、補充原則4-10①後段
 - ② プライム市場向けの特定の事項を開示すべきとする原則
補充原則3-1③後段、補充原則4-10①後段
- ▶ スタンダード市場及びグロース市場の上場会社においては、改訂コードを踏まえて2021年12月末日までに提出いただいたガバナンス報告書から、新市場区分移行に伴い新たに対応が必要となる原則はありません。引き続き、コードに関する記載内容に変更が生じた場合に、定時株主総会後に遅滞なく提出するガバナンス報告書において更新をお願いいたします。